

第 4 回 田沢湖・角館・西木合併協議会

日時 平成15年7月25日（金）午後 1 時30分

場所 田沢湖町総合開発センター 大集会室

会議次第

1．開 会

2．会長あいさつ

3．会議録署名委員の指名について

4．議 題

報告第 1 4 号 議会議員及び農業委員会委員の定数及び任期の取扱いに
関する小委員会委員の指名について

協議案第 5 号 新自治体の名称について（継続協議）

協議案第 1 2 号 地方税の取扱いについて（その 1）（継続協議）

協議案第 1 5 号 特別職の職員の身分の取扱いについて

協議案第 1 6 号 介護保険事業の取扱いについて

その他

5．閉 会

合 併 協 定 項 目

NO.	項 目 名	提出月日		確認月日	
1	合併の方式について	H15. 4.10	第 1 回	H15. 4.10	第 1 回
2	合併の期日について	H15. 4.10	第 1 回		
	(協議細目) 合併目標期日について	H15. 4.10	第 1 回	H15. 4.10	第 1 回
3	新自治体の名称について	H15. 5.23	第 2 回		
4	新自治体の事務所の位置について	H15. 5.23	第 2 回		
5	財産の取扱いについて	H15. 5.23	第 2 回		
	(協議細目) 財産の取扱いについて(財産区除く)	H15. 5.23	第 2 回	H15. 5.23	第 2 回
6	一般職の職員の身分の取扱いについて	H15. 5.23	第 2 回	H15. 5.23	第 2 回
7	新市町村建設計画について	H15. 5.23	第 2 回		
	(協議細目) 新市町村計画の概要について	H15. 5.23	第 2 回	H15. 5.23	第 2 回
8	議会の議員の定数及び身分の取扱いについて	H15. 6.27	第 3 回		
9	農業委員会の委員の定数及び身分の取扱いについて	H15. 6.27	第 3 回		
10	地方税の取扱いについて	H15. 6.27	第 3 回		
	(協議細目) 地方税の取扱いについて(その1)	H15. 6.27	第 3 回		
11	特別職の職員の身分の取扱いについて	H15. 7.25	第 4 回		
12	介護保険事業の取扱いについて	H15. 7.25	第 4 回		

報告第14号

議会議員及び農業委員会委員の定数及び任期の取扱い
に関する小委員会委員の指名について

田沢湖・角館・西木合併協議会小委員会設置規程第3条の規定により、議会議員及び農業委員会委員の定数及び任期の取扱いに関する小委員会委員を次のとおり指名したので報告します。

小委員会名	委員数	委員氏名	
		町村名	氏名
議会議員及び農業委員会委員の定数及び任期の取扱いに関する小委員会	9名	田沢湖町	堀川光博
			小松直
			細川雪子
		角館町	辻均
			山本陽一
			三杉真紀子
		西木村	鈴木重藏
			門脇明
			藤井けい子

議案第 5 号

新自治体の名称について（継続協議）

新自治体の名称については、新自治体の地理的位置と地域的特性を全国的にイメージできる名称とする。決定方法は公募によらず現在の名称を基にし、法定協議会で協議のうえ決定する。

協議案第 1 2 号

地方税の取扱いについて（その 1）（継続協議）

地方税の取扱いについて、次のとおり調整する。

協議事項	地方税の取扱い(その1)	関係項目	
調整内容			

	現 況			調整の具体的内容
	田沢湖町	角館町	西木村	
1	【町村民税】 (普通徴収納期) 第1期 6月1日から同月30日まで 第2期 8月1日から同月31日まで 第3期 10月1日から同月31日まで 第4期 12月1日から同月25日まで 税率 均等割 2,000円 所得割 標準税率	【町村民税】 (普通徴収納期) 第1期 6月1日から同月30日まで 第2期 8月1日から同月31日まで 第3期 10月1日から同月31日まで 第4期 12月1日から同月28日まで 税率 均等割 2,000円 所得割 標準税率	【町村民税】 (普通徴収納期) 第1期 6月1日から同月30日まで 第2期 8月1日から同月31日まで 第3期 10月1日から同月31日まで 第4期 12月1日から同月25日まで 税率 均等割 2,000円 所得割 標準税率	納期については、角館町の例による。 均等割については、3町村に差異がないため現行のとおりとする。 法人税率については、田沢湖町・西木村の例による。
	【法人町民税】 均等割 1号法人 3,000千円 2号法人 1,750千円 3号法人 410千円 4号法人 400千円 5号法人 160千円 6号法人 150千円 7号法人 130千円 8号法人 120千円 9号法人 50千円 法人税率 12.3/100	【法人町民税】 均等割 1号法人 3,000千円 2号法人 1,750千円 3号法人 410千円 4号法人 400千円 5号法人 160千円 6号法人 150千円 7号法人 130千円 8号法人 120千円 9号法人 50千円 法人税率 14.5/100	【法人村民税】 均等割 1号法人 3,000千円 2号法人 1,750千円 3号法人 410千円 4号法人 400千円 5号法人 160千円 6号法人 150千円 7号法人 130千円 8号法人 120千円 9号法人 50千円 法人税率 12.3/100	

協議事項	地方税の取扱い(その1)	関係項目	
調整内容			

		現 況			調整の具体的内容
		田沢湖町	角館町	西木村	
2	【固定資産税】 評価換え土地標準地 田 89点 畑 39点 宅地 118点 山林 30点 原野 43点 雑種地 24点 鉱泉地 24点 鉄軌道 4点	【固定資産税】 評価換え土地標準地 田 237点 畑 237点 宅地 119点 山林 237点	【固定資産税】 評価換え土地標準地 田 159点 畑 159点 宅地 53点 山林 159点 原野・雑種地 159点	賦課に係る土地評価額については、評価額の不均衡が見込まれるものもあり、合併後の評価換えにおいて、調整を図るものとする。	
3	【軽自動車税】 納期 5月1日から同月31日まで	【軽自動車税】 納期 4月1日から同月30日まで	【軽自動車税】 納期 4月1日から同月30日まで	納期については、角館町・西木村の例による。	
4	【たばこ税】 税率 2,434円(千本につき) 納期 毎月末日までに、前月の初日から末日までの税額を申告納付	【たばこ税】 税率 2,434円(千本につき) 納期 毎月末日までに、前月の初日から末日までの税額を申告納付	【たばこ税】 税率 2,434円(千本につき) 納期 毎月末日までに、前月の初日から末日までの税額を申告納付	3町村に差異がないため、現行のとおりとする。	
5	【入湯税】 税率 入湯客1人1日 150円	【入湯税】 税率 (宿泊)入湯客1人1日 150円 (日帰り)入湯客1人1日 90円	【入湯税】 税率 入湯客1人1日 150円	入湯税については、田沢湖町・西木村の例による。	

協議事項	地方税の取扱い(その1)	関係項目	
調整内容			

	現 況			調整の具体的内容
	田沢湖町	角館町	西木村	
6	【特別土地保有税】 税率 土地の保有 100分の1.4 土地の取得 100分の3.0 税額 土地の保有 (取得価格×1.4/100) - (固定資産税課税標準額×1.4/100) 土地の取得 (取得価格×3.0/100) - (固定資産税課税標準額×3.0/100)	【特別土地保有税】 税率 土地の保有 100分の1.4 土地の取得 100分の3.0 税額 土地の保有 (取得価格×1.4/100) - (固定資産税課税標準額×1.4/100) 土地の取得 (取得価格×3.0/100) - (固定資産税課税標準額×3.0/100)	【特別土地保有税】 税率 土地の保有 100分の1.4 土地の取得 100分の3.0 税額 土地の保有 (取得価格×1.4/100) - (固定資産税課税標準額×1.4/100) 土地の取得 (取得価格×3.0/100) - (固定資産税課税標準額×3.0/100)	3町村に差異がないため、現行のとおりとする。 ただし、平成15年度以降課税が停止されています。
7	【鉱産税】 税率 100分の1 (1月の鉱物の価格の合計が200万円以下の場合は100分の0.7) 納期 毎月15日から末日まで	【鉱産税】 税率 100分の1 (1月の鉱物の価格の合計が200万円以下の場合は100分の0.7) 納期 毎月15日から末日まで	【鉱産税】 税率 100分の1 (1月の鉱物の価格の合計が200万円以下の場合は100分の0.7) 納期 毎月15日から末日まで	3町村に差異がないため、現行のとおりとする。
8	【前納報償率】 前納報償率 1%×納期前月数 1納期に係る限度税額 20万円	【前納報償率】 前納報償率 0.5%×納期前月数 1納期に係る限度税額 30万円	【前納報償率】 前納報償率 1%×納期前月数 1納期に係る限度税額 20万円	前納報償率については、角館町の例とし、1納期あたりの限度額は、田沢湖町・西木村の例による。

《調整案による比較》

(表中*印は、調整案です。)

法人町村民税（所得割）

単位：千円

比較事項	田沢湖町(現行12.3%)	角館町(現行14.5%)	西木村(現行12.3%)	合 計
平成14年度課税額	26,705	51,881	7,165	85,751
* 一律12.3%の場合(田沢湖町・西木村の例に合わせた場合)	26,705	44,009	7,165	77,879
一律14.5%の場合(角館町の例に合わせた場合)	31,482	51,881	8,447	91,810
平成14年度課税額と(一律12.3%の場合)の比較増減		7,872		7,872
平成14年度課税額と(一律14.5%の場合)の比較増減	4,777		1,282	6,059

入湯税

単位：千円

比較事項	田沢湖町(現行150円)	角館町(現行150円・90円)	西木村(現行150円)	合 計
平成14年度課税額(150円)	129,984	2,673	11,918	144,575
平成14年度課税額(90円)		14,951		14,951
平成14年度課税額合計	129,984	17,624	11,918	159,526
* 90円を廃止し、一律150円にした場合	129,984	27,591	11,918	169,493
平成14年度課税額合計と一律150円にした場合比較増減		9,967		9,967

前納報奨金(町村民税と固定資産税の合計)

単位：千円

比較事項	田沢湖町(現行1.0%)	角館町(現行0.5%)	西木村(現行1.0%)	合 計
平成14年度報奨金額合計	7,477	3,573	1,687	12,737
一律1.0%にした場合(田沢湖町・西木村の例にした場合)	7,477	7,146	1,687	16,310
* 一律0.5%にした場合(角館町の例にした場合)	3,738.5	3,573	843.5	8,155
平成14年度報奨金合計と(一律1.0%にした場合)の比較増減		3,573		3,573
平成14年度報奨金合計と(一律0.5%にした場合)の比較増減	3,738.5		843.5	4,582

* 報償率1.0%と0.5%を比較したもので、1納期の限度額変更分の比較分は含まれていません。

協議案第 15 号

特別職の職員の身分の取扱いについて

特別職の職員の身分の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項	特別職の職員の身分の取扱い	関係項目
調整の内容	1 特別職の職員の設置・人数・任用については、法令等の定めるところに従い調整する。法令等の定めがない場合は、新自治体において新たに設置する。 2 特別職の職員の報酬については、現行報酬額及び類似団体の特別職の職員の報酬額を参考に調整する。	

現 況			調整の具体的内容
田沢湖町	角館町	西木村	
1 常勤の特別職 特別職の報酬(平成 14 年 4 月改定) 町長 846,000 円 助役 639,000 円 収入役 597,000 円 教育長 567,000 円 期末手当 役職加算 15% 通勤手当・寒冷地手当は一般職の例により支給	1 常勤の特別職 特別職の報酬(平成 14 年 4 月改定) 町長 840,000 円 助役 635,000 円 収入役 593,000 円 教育長 560,000 円 期末手当 役職加算 15% 通勤手当・寒冷地手当は一般職の例により支給	1 常勤の特別職 特別職の報酬(平成 8 年 10 月改定) 村長 798,000 円 助役 593,000 円 収入役 561,000 円 教育長 535,000 円 期末手当 役職加算 15% 通勤手当・寒冷地手当は一般職の例により支給	1 常勤の特別職 首長のほか、常勤の特別職として、助役、収入役、教育長を置く。 任期は、各法令の定めるところによる。報酬は、現行報酬額及び類似団体の報酬額を参考に調整する。
2 議会議員(平成 15 年 4 月改定) 議長 313,000 円 / 月 副議長 276,000 円 議員 261,000 円 期末手当 加算 15%	2 議会議員(平成 14 年 4 月改定) 議長 306,000 円 / 月 副議長 273,000 円 議員 252,000 円 期末手当 加算 15%	2 議会議員(平成 12 年 12 月改定) 議長 290,000 円 / 月 副議長 264,000 円 議員 256,000 円 期末手当 加算 15%	2 議会議員 報酬は、現行報酬額及び類似団体の報酬額を参考に調整する。 定数及び任期の取扱いは、「議会議員の定数及び任期の取扱い(協定項目)」で別に協議する。

協議事項	特別職の職員の身分の取扱い	関係項目
調整の内容		

現 況			調整の具体的内容
田沢湖町	角館町	西木村	
3 行政委員会 教育委員会 選挙管理委員会 監査委員 農業委員会 固定資産評価審査委員会	3 行政委員会 教育委員会 選挙管理委員会 監査委員 農業委員会 固定資産評価審査委員会	3 行政委員会 教育委員会 選挙管理委員会 監査委員 農業委員会 固定資産評価審査委員会	3. 行政委員会 委員の数及び任期は、各法令の定めるところによる。(農業委員会委員は、協定項目で、別に協議する。) 報酬は、現行報酬額及び類似団体の報酬額を参考に調整する。

協議事項	特別職の職員の身分の取扱い	関係項目
調整の内容		

現 況			調整の具体的内容
田沢湖町	角館町	西木村	
4 審議会・委員会等の付属機関 町特別職報酬等審議会 町国民健康保険運営協議会 町青少年問題協議会 町情報公開審査会 町振興計画審議会 町企業誘致対策委員会 町防災会議 町水防協議会 町民生委員推薦会 町交通安全対策会議 町観光開発審議会 町都市計画審議会 町文化財保護審議会 町公民館運営審議会 町学校給食センター運営協議会 町奨学資金運営審議会 町町民会館運営委員会 町個人情報保護審議会 町廃棄物減量等推進審議会	4 審議会・委員会等の付属機関 町特別職報酬等行政審議会 町国民健康保険運営協議会 町情報公開審査会 町防災会議 町水防協議会 町民生委員推薦会 町交通安全対策会議 町文化財保護審議会 町学校給食センター運営委員 町文教施設整備審議会 町歴史的景観審議会 町健康づくり推進協議会 町総合情報センター運営協議会 町伝承館運営審議会 町都市環境整備審議会	4 審議会・委員会等の付属機関 村特別職報酬等審議会 村国民健康保険運営協議会 村情報公開審査会 村民生委員推薦会 村文化財保護審議会 村公民館運営審議会 村個人情報保護審議会	4. 審議会・委員会等 現に3町村で設置されていて、新自治体において引き続き設置する必要があるものは、原則として統合する。各町村独自にのみ設置されているものは、新自治体において速やかに調整する。人数、任期は、現行の制度をもとに調整する。 報酬は、現行報酬額及び類似団体の報酬額を参考に調整する。 5. その他の特別職 その他の特別職は、新自治体において引き続き設置する必要のあるものは、現行の任期をもとに調整し、新自治体において新たに設置をする。 報酬は、現行報酬額及び類似団体の報酬額を参考に調整する。
5 その他の特別職	5 その他の特別職	5 その他の特別職	

行政委員会の概要

事項 種類	法令の根拠	設置団体	権 限	組織（委員会の身分的取扱等）			
				委員数	選任の方法	任期	直接請求
教育委員会	法 180 の 8 地教行法 2～15	都道府県・ 市町村	教育機関の管理、教職員の任免、 学校の組織編成等、教育・学術・ 文化に関する事務の管理執行	5人（条例により、 都道府県・指定都市 は 6 人、町村は 3 人にすること可能）	議会の同意 を得て長が 任命	4 年	解 職 請 求 （ 地 教 行 法 8）
選挙管理委 員会	法 181～194	都道府県・ 市町村	選挙に関する事務、これに関係の ある事務の管理	4 人	議会におい て選挙	4 年	解 職 請 求 （ 法 86）
人事委員会 （公平委員 会）	法 202 の 2(1)(2) 地公法 7～12	・人事 都道府県・指定都市 （人口 15 万以上の 市・特別区は人事・ 公平の選択設置） ・公平 市（人口 15 万未満・ 人口 15 万以上は人事 と選択）町村	・人事 人事行政に関する調査・研究・企 画・立案・勧告・試験・選考等、 勤務条件に関する措置要求・不利 益処分にかかる審査 ・公平 勤務条件に関する措置要求・不利 益処分にかかる審査	3 人	議会の同意 を得て長が 選任	4 年	なし
				他の地方公共団体に委託して事務を処理させることができる			
監査委員	法 195～202、252 の 32、 252 の 33、252 の 35、 252 の 36、252 の 38～ 252 の 44	都道府県・ 市町村	財務に関する事務の執行・経営に かかる事務の管理・一般行政事務 の執行に関する監査の実施・外部 監査契約に基づく監査に関する事 務	都道府県・25 万市 4 人、市 3～2 人、町 村 2 人	議会の同意 を得て長が 選任	識見を有 する者 4 年議員 議員の任 期（4 年）	解 職 請 求 （ 法 86）
農業委員会	法 202 の 2(4) 農委法 3～35	市町村	農地等利用関係の調整、農地の交 換分合その他農地の関する事務及 び農政事務	不 定	一部公選、一 部長が選任	3 年	解 任 請 求 （ 農 委 法 14）
固定資産評 価審査委員 会	法 202 の 2(5) 地税法 423～434	市町村	固定資産課税台帳に登録された価 格に関する不服の審査決定	3 人以上	議会の同意 を得て長が 選任	3 年	なし

行政委員会委員の身分の取扱い

区 分	内 容
教育委員会	<p>【地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第 18 条】</p> <p>3 町村の委員は、失職する。</p> <p>失職した委員 15 人から新自治体職務執行者が 5 人の委員を臨時に選任する。</p> <p>選任された委員の任期は、設置後最初に行われる首長選挙後最初に招集される議会の会期の末日まで</p> <p>教育長は、選任された委員の互選により当該委員のうちから定めた者（委員長に選任された委員を除く。）...19 条</p> <p>その後、首長が、議会の同意を得て任命する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最初に任命された委員の任期（地方教育組織運営施行第 20 条） <p style="padding-left: 2em;">定数が 5 人の場合 2 人は 4 年、1 人は 3 年、1 人は 2 年、1 人は 1 年</p>
選挙管理委員会	<p>【地方自治法施行令第 4 条】</p> <p>3 町村の委員は、失職する。</p> <p>議会において選挙されるまでの間、従来選挙管理委員会委員であった者 12 人の互選により 4 人を定める。なお、職務執行者は、あらかじめ互選を行う場所及び日時について関係人に通知する。</p> <p>任期は、新自治体議会で委員が選挙されるまで</p> <p>その後、市町議会において選挙...地方自治法 182 条</p>
監査委員	<p>【地方自治法第 195 条、196 条、197 条】</p> <p>3 町村の委員は失職する。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 監査委員は、新自治体監査委員に担任する事務を引き継がなければならない。 <p style="padding-left: 2em;">...地方自治法施行令 130 条</p> <p>新首長が議会の同意を得て、優れた識見を有する者及び議員のうちから選任する。...196 条</p> <p>定数は、市にあっては、条例の定めにより、3 人又は 2 人...195 条</p> <p>任期は 4 年...197 条</p>
公平委員会	<p>【地方公務員法第 7 条第 3 項、第 4 項、第 9 条】</p> <p>人口 15 万未満の市町村は、条例で公平委員会を置くものとする。</p> <p>新首長が議会の同意を得て、人格が高潔で地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務処理に理解があり、且つ、人事行政に関し見識を有する者の中から選任する。...9 条</p> <p>定数は、3 人...9 条</p> <p>任期は 4 年...9 条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の地方公共団体へ委託して事務を処理させることができる。...7 条（秋田県では、2 市を除く市町村が事務委託している。）

<p>農業委員会</p>	<p>【合併特例法第 8 条第 1 項第 1 号】</p> <p>新自治体に一つの委員会を置き、3 町村の選挙による委員は、平成 年 月 日まで在任する。(人)</p> <ul style="list-style-type: none"> * 合併関係町村の協議（協議は、合併関係町村の各議会の議決を経なければならない。協議成立後、合併関係市町村は直ちに告示しなければならない。） ...8 条 4 項（6 条 8 項準用） <p>合併期日において職務執行者は、関係条例を専決する。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 新自治体農業委員会の選挙による委員の定数条例 * 選挙による委員の選挙区及び各選挙区の定数条例 * 新自治体農業委員会の農地部会等の定数条例 <p>各推薦委員の選任（任期は、 月 日まで）</p> <ul style="list-style-type: none"> * 農業協同組合・農業共済組合推薦委員の選任 * 議会がある場合は議会推薦委員の選任 <p>農業委員会総会の開催（合併の期日又は議会がある場合は、臨時議会開催後...議会推薦後）</p> <ul style="list-style-type: none"> * 会長・職務代理等の決定 * 各部会人事の決定（互選の方法は、投票が原則） * 農業委員会職員の任命 * 農業委員会関係規則・規定等の決定 <p>議会がない場合 （ 新自治体議会設置後、議会推薦委員の選任）</p> <p>その後、合併特例法で定められた任期満了の日前 30 日から前日までの間で一般選挙を行う。</p>
<p>固定資産評価審査委員会</p>	<p>【地方税法第 423 条】</p> <p>3 町村の委員は失職する。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 1 職務執行者は、首長が選挙されるまでの間は、従来の委員であった者のうちから選任した者を委員に充てることができる。（選任する場合は、条例で定められた 3 人以上の定数） - 2 首長は、設置後最初に召集される議会の同意を得て委員が選任されるまでの間、従来の委員であった者のうちから選任した者を委員に充てることができる。（選任する場合は、条例で定められた 3 人以上の定数） <p>委員数は、3 人以上とし新自治体において条例で定める。</p> <p>市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから議会の同意を得て選任する。</p>

補助機関の設置方法の規定

助 役

新設合併の場合、新自治体の首長が選挙され、かつ、議会が正式に発足してから、議会の同意を得て助役を選任することが適当である。

収入役

収入役が欠けた場合は、必ずその職務を代理することが、地方自治法第 170 条第 3 項から第 6 項までに規定されており、新設合併の場合は、新自治体発足と同時に、首長職務執行者が、収入役職務代理者を選任することが必要となる。

地方自治法第 170 条第 3 項から第 6 項

第 170 条

副出納長又は副収入役は、出納長又は収入役の事務を補助し、出納長若しくは収入役に事故があるとき、又は出納長若しくは収入役が欠けたときは、その職務を代理する。副出納長又は副収入役が二人以上あるときは、予め当該普通地方公共団体の長が定めた順序、又はその定めがないときは席次の上下により、席次の上下が明らかでないときは年齢の多少により、年齢が同じであるときはくじにより定めた順序で、その職務を代理する。

普通地方公共団体の長は、出納長又は収入役をしてその事務の一部を副出納長又は副収入役に委任することができる。この場合においては、普通地方公共団体の長は直ちにその旨を告示しなければならない。

副出納長又は副収入役を置かない普通地方公共団体にあつては、普通地方公共団体の長は、出納長若しくは収入役に事故があるとき、又は出納長若しくは収入役が欠けたときその職務を代理すべき吏員を定めておかなければならない。

出納長若しくは収入役に事故がある場合又は出納長若しくは収入役が欠けた場合において、副出納長若しくは副収入役（前項の規定により出納長又は収入役の職務を代理すべき吏員を含む。以下本項において同じ。）にも事故があるとき、又は副出納長若しくは副収入役が欠けたときは、当該普通地方公共団体の規則で定めた上席の出納員がその職務を代理する。

三役及び教育長に関する合併後の例

市町村名	合併方式	旧市町村名	旧役職	取扱い	任期	根拠	備考
あきる野市	新設	秋川市	市長	退職			
			助役	助役	4年	任命	
			収入役	第3セクター社長		任命	
			教育長	教育長	4年	任命	
		五日市町	町長	市長	4年	市長選	
			助役	収入役	4年	任命	
			収入役	退職			
			教育長	退職			
篠山市	新設	篠山町	町長	市長	4年	市長選	
			助役	退職			市会議員選立候補
			収入役	助役	4年		助役2名制
			教育長	退職			
		西紀町	町長	退職			市相談役・名誉職
			助役	企業管理者	4年	条例改正	
			収入役	退職			
			教育長	退職			
		丹南町	町長	退職			市相談役・名誉職
			助役	退職			市会議員選立候補
			収入役	収入役	4年	任命	
			教育長				
		今田町	町長	助役	4年	任命	助役2名制
			助役	退職			
			収入役				合併前は助役が兼務
			教育長	退職			
西東京市	新設	田無市	市長	退職			
			助役	退職			
			収入役	退職			
			教育長	退職			
		保谷市	市長	市長	4年		
			助役	東京都に帰任			
			収入役	退職			
			教育長	教育長	4年	任命	
潮来市	編入	潮来町	町長	市長	4年		
			助役	助役	4年	条例改正	助役2名制
			収入役	退職			
			教育長	教育長	4年	任命	
		牛堀町	町長	退職			
			助役	退職			
			収入役	助役	4年	条例改正	助役2名制
			教育長	退職			

3 町村の特別職等の給与(報酬)調べ

区分		田沢湖町	角館町	西木村
町 村 長	給 与	846,000 円	840,000 円	798,000 円
助 役		639,000 円	635,000 円	593,000 円
収 入 役		597,000 円	593,000 円	561,000 円
教 育 長		567,000 円	560,000 円	535,000 円
	期 末 手 当	6 月 170/100	6 月 170/100	6 月 170/100
		12 月 180/100	12 月 180/100	12 月 180/100
		役職加算 15%	役職加算 15%	役職加算 15%
議 長	報 酬	313,000 円	306,000 円	290,000 円
副 議 長		276,000 円	273,000 円	264,000 円
議 員		261,000 円	252,000 円	256,000 円
	期 末 手 当	6 月 170/100	6 月 170/100	6 月 170/100
		12 月 180/100	12 月 180/100	12 月 180/100
		加算 15%	加算 15%	加算 15%
教育委員	報 酬	月額 委員長 40,000 円 委員 33,000 円	月額 委員長 48,000 円 委員 38,000 円	月額 委員長 40,000 円 委員 33,000 円
選挙管理委員		日額 委員長 6,900 円 委員 6,400 円	日額 委員長 8,000 円 委員 7,000 円	日額 委員長 6,400 円 委員 5,600 円
監査委員		月額 学識 40,000 円 議会 24,000 円	月額 学識 48,000 円 議会 28,000 円	月額 学識 38,400 円 議会 24,000 円
農業委員		月額 会長 45,000 円 代理 37,000 円 委員 35,000 円	月額 会長 48,000 円 代理 40,000 円 委員 38,000 円	月額 会長 45,000 円 - 委員 35,000 円
固定資産評価審査委員		日額 6,400 円	日額 5,100 円	日額 4,800 円

3 町村の非常勤特別職等の報酬調べ

No	区 分	田沢湖町	角館町	西木村
1	特別職報酬等審議会委員	日額 5,800 円	日額 5,000 円	日額 4,800 円
2	国民健康保険運営協議会委員	日額 5,800 円	日額 5,000 円	日額：会長 5,200 円・委員 4,800 円
3	青少年問題協議会委員	日額 5,800 円		
4	情報公開審査会委員	日額 5,800 円	日額 5,000 円	日額 4,800 円
5	振興計画審議会委員	日額 4,800 円		
6	企業誘致対策委員会委員	日額 4,800 円		
7	防災会議委員	日額 4,800 円	日額 5,000 円	
8	水防協議会委員	日額 4,800 円	日額 5,000 円	
9	民生委員推薦会委員	日額 4,800 円	日額 5,000 円	日額 4,800 円
10	交通安全対策会議委員	日額 4,800 円	日額 5,000 円	
11	観光開発審議会委員	日額 4,800 円		
12	都市計画審議会委員	日額 4,800 円		
13	社会教育委員	日額 4,800 円	日額 5,000 円	日額 4,800 円
14	文化財保護審議会委員	日額 4,800 円	日額 5,000 円	日額 4,800 円
15	体育指導委員	日額 4,800 円	日額 5,000 円	日額 4,800 円
16	公民館運営審議会委員	日額 4,800 円	(図書館協議会委員) 日額 5,000 円	日額 4,800 円
17	学校給食センター運営協議会委員	日額 4,800 円	日額 5,000 円	
18	奨学資金運営審議会委員	日額 4,800 円		
19	町民会館運営委員会委員	日額 4,800 円	(伝承館運営審議会) 日額 5,000 円	
20	個人情報保護審議会委員	日額 4,800 円		日額 4,800 円
21	廃棄物減量等推進審議会委員	日額 4,800 円		
22	文教施設整備審議会委員		日額 5,000 円	
23	広報委員		日額 5,000 円	
24	歴史的景観審議会委員		日額 5,000 円	
25	コミュニティ運営委員		日額 5,000 円	
26	児童福祉施設運営委員		日額 5,000 円	
27	総合情報センター運営協議会委員		日額 5,000 円	
28	農林施設運営委員		日額 5,000 円	
29	選挙長	日額 10,700 円	日額 10,700 円	日額 10,700 円
30	選挙立会人	日額 8,900 円	日額 8,900 円	日額 8,900 円
31	投票管理者	日額 12,700 円	日額 12,700 円	日額 12,700 円
32	投票立会人	日額 10,800 円	日額 10,800 円	日額 10,800 円
33	開票管理者	日額 10,700 円	日額 10,700 円	日額 10,700 円

3町村の非常勤特別職等の報酬調べ

No	区 分	田沢湖町	角館町	西木村
34	開票立会人	日額 8,900 円	日額 8,900 円	日額 8,900 円
35	都市環境整備審議会委員		日額 5,000 円	年額 34,000 円～496,000 円
36	保育園医師		日額 25,000 円以内	(園医)年額 1 人 1 園 89,000 円以内
37	学校医	年額 85,000 円以内	年額 1 人 1 校当たり 300,000 円以内	年額 1 人 1 校当たり 121,000 円以内
38	学校歯科医	年額 85,000 円以内		
39	学校薬剤師	年額 21,000 円以内	年額 1 人 1 校当たり 100,000 円以内	年額 1 人 1 校当たり 27,000 円以内
40	桜苑医師		月額 140,000 円以内	
41	寿楽荘医師		月額 35,000 円以内	(にしき園医師)月額 1,100,000 円以内
42	産業医			日額 32,000 円
43	公民館分館長		年額 88,000 円	
44	平福記念美術館運営審議会委員		日額 5,000 円	
45	伝建郡保存地区審議会		日額 5,000 円	
46	勤労青少年ホーム運営委員		日額 5,000 円	
47	幼稚園長	月額 130,000 円		月額 100,000 円以内
48	公民館長	月額 100,000 円		
49	交通指導隊	月額 7,400 円	月額：隊長 14,000 円・隊員 12,000 円	月額：隊長 14,500 円・隊員 13,500 円
50	防犯指導隊	月額 3,300 円	月額 4,000 円	月額 3,000 円
51	財産区委員	(田沢)月額：会長 15,000・委員 13,000	日額 5,000 円	
52	財産区委員	(生保内)月額：会長 47,000・委員 38,000		
53	消防団長	年額 68,000 円	年額 80,000 円	年額 75,000 円
54	消防副団長	年額 48,000 円	年額 60,000 円	年額 57,000 円
55	消防団分団長	年額 35,500 円	年額 43,000 円	年額 43,000 円
56	消防団副分団長	年額 30,000 円	年額 36,000 円	年額 34,000 円
57	消防団部長	年額 24,500 円	年額 31,000 円	年額 29,000 円
58	消防団班長	年額 22,000 円	年額 28,000 円	年額 26,000 円
59	消防団員	年額 20,000 円	年額 25,000 円	年額 24,000 円
60	納税協力員		年額：平等割 3,000 円・世帯割 450 円	年額 6,000 円以内
61	社会教育指導員			月額 56,700 円
62	スポーツ指導員			月額 26,000 円
63	環境美化協力員		年額：平等割 5,100 円・世帯割 70 円	
64	専任当直員		宿直又は日直 1 回 4,800 以上 8,000 以内	
65	町内連絡員		年額：平等割 9,000 円・世帯割 450 円	(行政連絡員)年額 68,500 円以内
66	その他の特別職の職員	日額 4,800 円又は月額 180,000 円以内	日額 5,000 円又は月額 150,000 円以内	日額 4,800 円

特別職の給与、報酬等(3町村)

市名	市長	助役	収入役	教育長	適用年月	議長	副議長	議会議員	出務手当	適用年月
田沢湖町	846,000	639,000	597,000	567,000	H14.4	313,000	276,000	261,000	議長3,000・議員2,600	H15.4
角館町	840,000	635,000	593,000	560,000	H14.1	306,000	273,000	252,000	2,600	H14.4
西木村	798,000	593,000	561,000	535,000	H8.10	290,000	264,000	256,000		H12.12
3町村平均	828,000	622,000	584,000	554,000		303,000	271,000	256,000		

特別職の給与、報酬等(仙北郡内)

平成15年4月調査

町村名	町村長	助役	収入役	教育長	適用年月	議長	副議長	議会議員	出務手当	適用年月
神岡町	800,000	604,000	568,000	544,000	H15.1	289,000	268,000	254,000	2,600	H8.10
西仙北町	847,000	630,000	600,000	572,000	H15.1	310,000	278,000	263,000	2,500	H8.4
角館町	840,000	635,000	593,000	560,000	H14.1	306,000	273,000	252,000	2,600	H14.4
六郷町	840,000	630,000	594,000	563,000	H15.1	291,000	262,000	255,000	2,500	H15.1
中仙町	840,000	632,000	592,000	562,000	H14.4	314,000	279,000	266,000	3,000	H8.4
田沢湖町	846,000	639,000	597,000	567,000	H14.4	313,000	276,000	261,000	議長3,000・議員2,600	H15.4
協和町	838,000	620,000	584,000	554,000	H15.1	311,000	279,000	265,000	3,000	H9.4
太田町	900,000	672,000	635,000	602,000	H8.4	319,000	288,000	270,000	3,000	H8.4
仙北町	840,000	615,000	587,000	577,000	H15.4	294,000	279,000	266,000	2,600	H15.4
千畑町	852,000	630,000	595,000	565,000	H15.4	313,000	283,000	266,000	2,800	H15.4
南外村	800,000	605,000	579,000	553,000	H9.4	275,000	258,000	250,000	2,000	H9.4
西木村	798,000	593,000	561,000	535,000	H8.10	290,000	264,000	256,000		H12.12
仙南村	851,000	634,000	594,000	568,000	H15.1	295,000	277,000	267,000	2,600	H15.4
参考	828,000	670,000	624,000	606,000		352,000	291,000	268,000	人口23,000以上の町村平均	H14.4.1

(参考) 県内の主な市の特別職の給与、報酬等

市名	市長	助役	収入役	現在	議長	副議長	議会議員	現在	面積 km ²	人口	世帯数
大曲市	969,000	763,000	704,000	H15.1.1	440,000	402,000	374,000	H15.1.1	104.69	38,822	12,363
湯沢市	662,000	740,000	665,000	H14.7.1	420,000	375,000	358,000	H14.4.1	200.20	34,748	11,177
横手市	960,000	746,000	680,000	H14.4.1	429,000	392,000	365,000	H14.4.1	110.57	40,311	113,343
鹿角市	864,000	672,000	609,000	H14.4.1	413,000	375,000	352,000	H14.4.1	707.34	38,822	12,263
3町村平均	828,000	622,000	584,000	3町村平均	303,000	271,000	256,000	3町村合計	1,093.64	33,242	10,408

非常勤特別職等の報酬(仙北郡内)

平成 15 年 4 月調査

町村名	監査委員		教育委員		選管委員		農業委員		固定資産評価 審査委員		交通指導隊 員		報酬等審 議会委員		民生委員推 薦委員		国保運営協 議会委員		消防団長		消防団員	
神岡町	月	36,000	月	33,000	日	6,500	月	40,000	日	5,500	年	57,000	日	5,500	日	5,500	日	5,500	年	69,000	年	28,000
西仙北町	月	36,000	月	36,000	回	6,800	月	39,000	回	5,700	月	11,800	回	5,700	回	5,700	回	5,700	年	70,000	年	24,000
角館町	月	48,000	月	38,000	日	7,000	月	38,000	日	5,000	月	12,000	日	5,000	日	5,000	日	5,000	年	80,000	年	25,000
六郷町	月	40,000	月	40,000	年	69,000	月	40,000	日	5,300	年	54,000	日	5,300	日	5,300	日	5,300	年	82,000	年	28,000
中仙町	月	46,000	月	37,000	日	5,800	月	41,000	日	5,100	月	14,000	日	5,100	日	5,100	日	5,100	年	81,000	年	27,000
田沢湖町	月	40,000	月	33,000	日	6,400	月	35,000	日	6,400	月	7,400	日	5,800	日	5,800	日	5,800	年	68,000	年	20,000
協和町	月	38,000	月	37,000	日	6,000	月	40,000	日	4,700	年	62,000	日	4,700	日	4,700	日	4,700	年	70,000	年	25,000
太田町	月	38,400	月	48,300	日	6,500	月	48,300	年	4,600	月	12,100	日	4,600	日	4,600	月	4,600	年	79,300	年	26,300
仙北町	月	40,000	月	47,000	年	77,000	月	49,500	回	4,500	月	14,500	日	4,500	回	4,500	回	4,500	年	80,500	年	31,500
千畑町	日	12,500	月	48,500	年	77,500	月	48,500	日	5,700	年	65,000	日	5,700	日	5,700	日	5,700	年	83,500	年	32,000
南外村	月	35,000	月	34,000	日	7,300	月	39,000	日	7,200	日	1,000	日	5,500	日	5,500	日	6,400	年	72,000	年	25,000
西木村	月	38,400	月	33,000	日	5,600	月	35,000	日	4,800	月	13,500	日	4,800	日	4,800	日	4,800	年	75,000	年	24,000
仙南町	日	12,000	月	45,000	年	61,000	月	46,000	年	15,000	年	53,500	日	5,700	日	5,700	年	46,000	年	85,000	年	31,000

* 監査委員：学識

特別職の職員の身分の取扱いに関する法令

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第161条 都道府県に副知事1人を置く。但し、条例でこれを置かないことができる。

2 市町村に助役1人を置く。但し、条例でこれを置かないことができる。

3 副知事及び助役の定数は、条例でこれを増加することができる。

第162条 副知事及び助役は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。

第163条 副知事及び助役の任期は、4年とする。但し、普通地方公共団体の長は、任期中においてもこれを解職することができる。

第168条 都道府県に出納長を置く。

2 市町村に収入役1人を置く。但し、町村は、条例で収入役を置かず町村長又は助役をしてその事務を兼掌させることができる。

3 都道府県は条例で副出納長を、市町村は条例で副収入役を置くことができる。

4 副出納長及び副収入役の定数は、条例でこれを定める。

5 副出納長及び副収入役は、事務吏員の中から、普通地方公共団体の長がこれを命ずる。

6 出納長及び収入役は、検察官、警察官若しくは収税官吏又は普通地方公共団体における公安委員会の委員と兼ねることができない。

7 第141条、第142条、第159条、第162条、第163条本文及び第164条の規定は、出納長及び収入役にこれを準用する。

8 出納長及び収入役が、前項において準用する第142条の規定に該当するときは、その職を失う。その同条の規定に該当するかどうかは、普通地方公共団体の長がこれを決定しなければならない。

9 第143条第2項から第4項までの規定は、前項の場合にこれを準用する。

第180条の5 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左の通りである。

(1) 教育委員会

(2) 選挙管理委員会

(3) 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会

(4) 監査委員

2 前項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより都道府県に置かなければならない委員会は、左の通りである。

(1) 公安委員会

(2) 地方労働委員会

(3) 収用委員会

(4) 海区漁業調整委員会

(5) 内水面漁場管理委員会

3 第一項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、左の通りである。

(1) 農業委員会

(2) 固定資産評価審査委員会

(第4項から第8項 省略)

- 第 203 条 普通地方公共団体は、その議会の議員、委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（再任用短時間勤務職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。
- 2 前項の職員の中議会の議員以外の者に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。但し、条例で特別の定をした場合は、この限りではない。
 - 3 第 1 項の者は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。
 - 4 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。
 - 5 報酬、費用弁償及び期末手当の額並びその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

地方公務員法（昭和 25 年法律 261 号）

（一般職に属する地方公務員法及び特別職に属する地方公務員）

第 3 条 地方公務員法の職は、一般職と特別職に分ける。

- 2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。
- 3 特別職は、左に掲げる職とする。
 - (1) 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職
 - (1)の 2 地方開発事業団の理事長、理事及び幹事の職
 - (1)の 3 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職
 - (2) 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関に定める規定により、設けられた委員及び委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の構成員の職で臨時又は非常勤のもの
 - (3) 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職
 - (4) 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの
 - (5) 非常勤の消防団員及び水防団員の職

先進事例

ひたちなか市

2市の特別職の身分の取扱いについては、2市の長が別に協議して定めるものとする。

あきる野市

特別職の身分の取扱いについては、2市町の長が別に協議して定めるものとする。

篠山市

新市の職務執行者については、4町の長が別に協議して定めるものとする。
行政委員会委員等の身分の取扱いについては、法に特例の規定のある場合は、その規定を適用する。規定のない場合は、新町において新たに選任するものとする。

西東京市

市長のほか常勤の特別職として、助役、収入役、教育長、常勤監査委員を置く。

ア 任期は、各法令の定めるところによる。

イ 報酬は、現行報酬額をもとに調整する。

議会議員の報酬は、現行報酬額をもとに調整する。

行政委員会の委員数・任期は、各法令の定めるところによる。

報酬は、現行報酬額をもとに調整する。

審議会・委員会等の附属機関は、次のとおり取り扱うものとする。

ア 現に両市で設置されていて、新市において引き続き設置する必要のあるものは、原則として統合する。

イ 一方の市にのみ設置されているものは、新市において速やかに調整する。

ウ 人数、任期、報酬額は、現行の制度をもとに調整する。

その他の特別職は、新市において引き続き設置する必要のあるものは、現行の任期、報酬額をもとに調整し、新市において新たに設置する。

さいたま市

3市の特別職の身分の取扱いについては、3市の長が別に協議して定めるものとする。

あさぎり町

特別職の職員については、その設置・人数・任期について、法令の定めるところに従い、調整する。
法令等の定めがない場合は新市において新たに設置する。
報酬等については、5町村の町が関係機関と協議して合併までに調整する。

東かがわ市

特別職の職員(消防団員は除く。)については、その設置、人数、任期、報酬について、法令等の定めるところに従い、次のとおり調整する。

(1) 町長・助役・収入役・教育長

任期等は法令の定めるところによる。報酬の額は、現行報酬額及び同規模の自治体の例を基に調整する。

(2) 議員・農業委員

定数及び任期の取扱いについては、別途協議のとおりとする。報酬の額は、現行報酬額及び同規模の自治体の例を基に調整する。

(3) 教育委員・監査委員・選挙管理委員・固定資産評価審査委員

委員の数、任期は法令の定めるところによる。報酬の額は、現行報酬額及び同規模の自治体の例を基に調整する。

(4) その他の委員

3 町すべてに設置されていて、新市において引き続き設置する必要のあるものは、原則として統合する。

1 町又は 2 町にのみ設置されているものは、新市において速やかに調整する。

委員数、任期、報酬額等は現行の制度を基に調整する。

宗像市

2 市町の特別職の身分の取扱いについては、2 市町の町が別に協議して定めるものとする。各種審議会等の附属機関については、新市において当該附属機関のあり方を検討した上で設置する。

南アルプス市

特別職(各種行政委員会の委員を含む)及び各種附属機関の委員等の身分の取扱いについては、法令等に定めがあるものを除き、任意に設置するものについて新市において必要に応じその都度設置する。

大崎上島町

特別職の職員(消防団員は除く)については、その設置、人数、任期、報酬について、法令等の定めるところに従い、次のとおり調整する。

町長、助役、収入役及び教育長の任期等については、法令の定めるところによる。給料月額、現行金額及び同規模の自治体の例などをもとに調整する。

町議会議員及び農業委員会委員の報酬の額は同規模の自治体の例などをもとに調整する。

教育委員会の委員、監査委員、選挙管理委員会の委員及び固定資産評価審査委員会の委員の数、任期については、法令の定めるところによる。報酬の額は、現行報酬額及び同規模の自治体の例などをもとに調整する。

その他の条例で定める特別職の職員については、3 町すべてに設置されていて、新町において引き続き設置する必要のあるものは、原則として統合する。1 町又は 2 町にのみ設置されているものについては、その必要性を判断して、合併時まで調整する。委員数、任期、報酬額等は現行の制度を基に調整する。

仁賀保町・金浦町・象潟町合併協議会

特別職の身分の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 特別職の職員の設置・人数・任期については、法令等の定めるところによる。法令等の定めがない場合は、新市において調整する。
- (2) 特別職の報酬については、現行の報酬額及び類似団体の報酬額を参考に調整する。

千畑町・六郷町・仙南村合併協議会

特別職の身分の取扱いについては、次のとおりとする。

- 1 特別職（議会議員、農業委員会委員及び消防団員を除く。）の職員の設置・人数・任期については、法令等の定めるところにより調整する。
法令等の定めがない場合は、合併時まで調整し、必要のあるものについては、新町において設置する。
- 2 特別職の報酬については、現行の報酬額及び同規模の団体の報酬額を参考として合併時まで調整する。

協議案第16号

介護保険事業の取扱いについて

介護保険事業の取扱いについて、次のとおり調整する。

先進市事例

西東京市

- ・第1号被保険者の保険料、国民健康保険に加入している第2号被保険者の保険料については、新市において保険料統一の検討を行い、合併翌年度より新保険料を設定。ただし、合併年度についてはそれぞれ旧市の例による。
- ・第1号被保険者の普通徴収の納期、国民健康保険に加入している第2号被保険者の納期については、田無市の例による。ただし、合併年度についてはそれぞれ旧市の例による。